

第 524 回福井地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 28 日 (木) 午前 10 時 00 分 ~ 午前 10 時 45 分

2 場 所 : 福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出席状況 :

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員 (欠)、杉田委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 酒井委員、豊嶋委員、中山委員、西澤委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、工藤労働基準部長、木村賃金室長、
西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題 :

- (1) 令和 7 年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
- (2) 令和 7 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
・全員協議会による特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討
- (3) その他

5 議 事

○井花会長

ただいまより、第 524 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
本日は、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
本日は、傍聴者がおりませんので、その点御報告します。
はじめに、定足数の確認を事務局よりお願いします。

○西村室長補佐

本日は、労働者代表の岡本委員が所用により欠席される旨の連絡を頂いており、現時点では 15 名の委員のうち 14 名の方が出席されております。よって、委員総数の 3 分の 2 以上、各側委員の 3 分の 1 以上の要件を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

○井花会長

ありがとうございます。
それでは、最初に、石川労働局長から御挨拶を頂きたいと思います。

○石川労働局長

おはようございます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

全国の地域別最低賃金改定に係る審議状況については、昨日までに全国 36 都道府県で結審しております。中央最低賃金審議会の目安の提示が大きくずれ込んだ影響で、C ランクを中心に審議が継続中といった状況です。引上げ額は、A ランクを中心に目安どおりの 63 円～令和 6 年度最低賃金で全国最低額だった秋田県で 80 円という引上げとなっており、また、36 都道府県 15 府県において、指定日発効を採択されています。具体的には、11 月 1 日から来年 3 月 31 日までを指定日発効としている状況です。

福井県地域別最低賃金の改定につきましては、8 月 12 日の答申後、異議申出に係る手続をとらせていただいていたところですが、昨日までに異議申出はございませんでした。

当局におきましては、速やかに発効手続に取り掛かるとともに、改正される福井県最低賃金が円滑に施行されますよう、業務改善助成金やキャリアアップ助成金などの各種支援策の周知を、速やかに進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、これら賃上げのための環境整備に向けた今後の周知につきましても、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

○井花会長

それでは、議題に入ります。

議題の(1)「令和 7 年度福井県最低賃金の改正決定に係る福井地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」は、異議申出がございましたので、これに関する審議はございませんが、今般の地域別最低賃金の改正につきまして、何か御意見がございましたらお願いします。

○山埜委員

局長の御挨拶にもございましたとおり、中央の目安が遅れたこともあり、非常に審議の時間が短く、議論する時間も取れなかったと感じています。

中央の目安額を待っては、今回のように非常に短い議論しかできませんので、中央の目安額を待たずに少し早めに議論を始める方法もあるのではないかと思います。これが 1 点目です。

2 点目です。従来の専門部会では、労働者側の主張、使用者側の主張、それぞれ当然金額の隔たりが大きく、それを公益委員に調整をしていただく、なるべく隔たりを小さくしていくような調整をしていただいて、最終的にぎりぎりのところで、金額を出していただいて採決に至るという流れだったと思っています。

今回は、歩み寄りをする時間がなかった、極端なことを言いますと、中央の目安が出て、それを受けて公益委員見解を出してしまえば、もう議論する余地のないような

印象を受けましたので、少しでも地方の専門部会の内容を充実させるためにも、少し考えていただきたいと思います。

以上です。

○井花会長

労働者側の意見はいかがでしょうか。

○中澤委員

先ほど、山埜委員もおっしゃっていましたが、目安が出る前に議論を始めるべきということに関しましては、ほかにそのような形で議論をしているところもあります。ただ、目安を基にするという議論も大事なということも含めて、進捗を見ながら、慎重に進めていくべきかなと感じるところがございました。

今年度につきましては、それ以外は、労働者側の意見は無いということで、終わらせていただきます。

○井花会長

ありがとうございました。

審議期間の確保というお話がでましたが、事務局にお伺いします。前回もお話しましたが、毎年、審議会、専門部会が始まると1回目、2回目で労使一致に至るような地方が幾つかあります。そのようなところは、この1、2年の最低賃金のアップ幅が大きくなってからも見受けられますが、中央からの目安の提示の前後を通じてどのような事をやっているのか情報はお持ちでしょうか。

○木村賃金室長

具体的なことは申し上げられませんが、専門部会の調査審議中に目安が示される想定があるか否かにつきましては、春先に制度説明の資料をお送りした際、審議フローの中では、審議の途中に目安が示されるというところもあるのではと考えております。

○井花会長

ありがとうございました。

労使ともにお伺いしたいのですが、出身団体によっては横のつながりもあると思います。

今、事務局にお伺いした情報をお持ちでしたら、お聞きしたいと思います。

○杉田委員

詳しくは聞いておりませんが、例えば、新潟県では、目安が出た翌日の審議会で早々に結審したかと思いますが、ある程度先に審議され、審議会を行ったのか専門部会なのか分らないです。目安プラス幾らということのある程度事前に進めていたのでは

ないかなと思うところです。

○山田委員

これまでの関係で、ほかとの関係でお話させていただきますと、中央最低賃金審議会の目安が出る前に議論を進めるということは、それだけの経緯、過去の労使の主張があるわけですが、私どもはリビングウェッジが基本となっており、この主張をずっと続けている。その中で具体的数字が中央最低賃金審議会の目安が出てから、地方は地方の議論を尊重しつつ、経過を踏まえつつ途中から合わせて協議を進めていく形で進めていくところもあると聞いています。

中央だけとか地方だけとか、どちらを尊重しないとかという形ではないことは把握しております。

○井花委員

ありがとうございました。

使用者側はいかがでしょうか。

○山埜委員

私どもも、全国の結果であるとか、審議の過程は集まってきていますが、どういう根拠で先に始めているかは聞いておりません。

私が提案した理由は、最近、非常に目安額も上がっておりますし、最終的に目安額を尊重するのはある程度仕方ないかと思いますが、基本的に法律にあります３要素を正しく算出すると一体幾らになるのか、そういった議論が全くされないなと思っており、私は自分自身判断しましたが、それが何も議論されないの、スタートが目安からですよ。この理屈でいくと、どんなに目安が極端な額になっても、目安額から議論をする、始めるために、どんどん３要素から算出される、基準になる金額がないがしろにされている、そのような感じを持っています。一体、３要素から算出すると幾らになるのだろう、それによって中央の目安額が出てきたら、それも考慮して最終的に決めようとなるのが理想的ではないのかと思った次第です。

○井花会長

公益委員の方で、何か御意見はありますか。

○廣瀬委員

山埜委員のおっしゃることも分かりますが、全く３要素をないがしろにしていたわけでもないと思っています。

使用者側からすると、物価も上がっている、リビングウェッジもどんどん上がっているということで、その中で３要素の判断がなかなか大変なのかなと思います。

先ほど、労働者側代表委員がおっしゃった中で、おそらく、中央最低賃金審議会が

ら出される目安プラス幾らにしましょうという合意がなされているのも一つの方法かと思いますが、中央最低賃金審議会がどのような額か分からない中で、それをやってしまうと3要素が考慮できない、ないがしろになるのではと思います。

最初におっしゃったように議論の時間が無かったというのはそのとおりだと思います。

○山田委員

3要素の議論は大事だと思います。我々以上に中央最低賃金審議会の方で全国的なデータを見ながら、3要素をしっかり議論されていたという前提で目安があると認識していますので、我々以上に、相当な時間をかけて審議した中央最低賃金審議会の結論ですので、それは重く受け止めながら、議論すべきことだと思っています。もちろん、福井県の3要素を無視するものではありません。しかし、それ以上に全国的な議論をされた中での目安ですから、それに重きを置かなければならないと思います。

○山埜委員

反対するわけではありませんが、他県の状況を見ますと、やはり使用者側が、最初に提示する額は、3要素から算出して、今年は30円～40円が妥当だという所が圧倒的に多いのです。使用者側の数字ですから、一概に正しいかどうか分かりませんが、私が極端におかしな数字を出しているとは思っていません。ところが、結果的には、中央の数字を尊重すると言いましたが、69円ということで大幅な差がある。我々は、中央の数字をそのまま追従すればいいのかという問題もありますが、あまり尊重しすぎると地方の審議会の意味が全く無くなってしまうのではないかと、地方の経済情勢とか地方の地域性とかそのようなものも考えて出すのが一番の理想かなと考えています。

○井花会長

まとめますと、結審も出ていますが、山埜委員としては、専門部会等で御主張されたことが正しいということをおっしゃっているのですよね。

○山埜委員

今回の地域別最低賃金の総括をせよということでしたので、意見を言いました。当然、来年の審議会の1回目で、令和8年度の進め方を決めていただければと思います。

○井花会長

議題1の中で最初に御意見を求めたというのは、そういった趣旨ですので、御意見は分かりました。そうしますと、来年度もおそらく今回のようなペースで、中央からの見解が示されるのではないかとある程度予想はされます。

今回は、参議院議員選挙もあり、日程がずれたこともありますが、中央の議論が長

引いて地方の審議がタイトになると想定されますので、それを踏まえて、山埜委員の意見にもありましたが、福井の審議会の日程をどのように確保するとか、あるいは、正式な審議会、専門部会はタイトな日程になるかもしれませんが、非公式な会合、公労使が同席した会議といったものも入れていくのかどうかといったところを議論していきたいと思っております。

来年度になりましたら、事務局を含め、すり合わせを行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石川局長

貴重な御意見ありがとうございます。

御指摘のとおり、目安が出てから、そこから金額を幾らにすべきか、という議論は時間的な制約もあり、タイトな中での御審議を強いるという状況は、これまでも同様ですが、今後ますます目安額の引上げ額も高くなるということが予想され、審議が大変になっていくことは御指摘のとおりです。丁寧な審議をしていただくことを含めて、目安が出るまでの水面下での地域別最低賃金としての議論も開始する。また、目安が出た後の後の議論を実施する形で、日程も含めて、今年は参議院議員選挙もあって相当ずれこみましたが、通常のこれまでの年であれば、速やかな審議ができれば、10月1日発効ということが可能な日程感で審議が進められてきましたが、今後はますます金額審議が相当大変になっていくだろうと考えますので、発効日、それは労働者にとっては、相当早期の発効がいいということは言うまでもありませんが、その辺りも含めて丁寧な審議が行われた結果として、また、使用者側にもしっかり支援策を有効に活用していただくことも含めた議論を充分できるような日程を事務局としましても検討し、提案させていただきます。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○井花会長

今、局長もおっしゃいましたし、私も前回を含め申し上げましたが、日程、日数は限られていますので、物理的な制約があることは、皆様に御理解いただいていると思います。

もちろん、その中で充実した議論をするためにはどうしたらいいか、制約があるなかで、どうしたらいいか工夫していただき、アイディアも出していただき、進め方を考えながら良いものを出していきたいと考えておりますので、来年度もよろしくお願いいたします。

では、(2)「令和7年度 福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

はい。お手元の資料を御覧ください。

8月5日に開催しました第522回審議会において、会議資料の一部を訂正する旨を御説明したところです。

本日は、第524回資料-1頁に、改めて、繊維機械、金属加工機械最低賃金の申出書審査票、特定最低賃金対象産業の賃金特性値の推移を添付しました。

第524回資料-1頁の申出書審査票は、3(1)の定量的要件の値を修正しました。第524回資料-3頁からの特定最低賃金対象産業の賃金特性値の推移は、第524回資料-10頁のグラフについて、特定最低賃金(機械)適用産業の中位数の棒グラフについて、平均賃金から中位数の値に修正しました。

次に、必要性の審議につきまして、百貨店、総合スーパー最低賃金の申出書審査票を添付しました。こちらは8月5日に添付したものの再掲です。第524回資料-13頁を御覧ください。4「その他」記載のとおり、労働協約最低額1,050円でした。

本日、改めて、福井県最低賃金の改正決定に係る答申を頂き、時間額は1,053円、発効日は10月8日の見込みとなりました。

最低賃金法第16条の規定により改正される特定最低賃金の金額は、地域別最低賃金の金額を上回るものでなければならぬところ、福井県最低賃金の改正決定額1,053円を上回る改正とする場合には、本件申出あった労働協約最低額1,050円を超えた法定最低賃金を決定することになり、当該協約を無効にすることとなります。「最低賃金関係事務取扱手引」には、そのような改正決定は制度の性格からも認め難いとされているところです。

つきましては、令和7年8月5日、諮問いたしました福井県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について、御審議をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明について、御質問等はございませんか。

それでは、ただいまから、全員協議会による特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する検討に入ります。

進め方につきまして、労働者側委員、使用者側委員に御意見を頂くということで進めてよろしいでしょうか。

○中澤委員

百貨店、総合スーパーの特定最低賃金の引上げを目指しましたが、最低賃金引上げに対しまして、労働協約最低額1,050円を超えるということということで、労働者側としても「改正の必要性なし」として致し方ないということ、特段これに対して意見はありません。

基本的には、今後、やり方を含め協議をしながら対応していきたいと思います。

労働者側からの意見は終了させていただきます。

○井花会長

ありがとうございました。

使用者側の御意見をお願いします。

○山埜委員

これは、申出を取り下げることでしょうか。

○中澤委員

これは、必要性の審議を頂いた結果、労働協約の最低額が福井県最低賃金額を下回るということで、全員協議会の中で必要性の審議を頂ければと思います。

取下げではなく、審議のテーブルには乗っているということです。

○山埜委員

1,053 円を下回るというのであれば審議する余地がないと思います。

○井花会長

1,050 円の労働協約最低額は福井県最低賃金 1,053 円を下回っているということで、百貨店、総合スーパーの特定最低賃金改正審議の必要はないとの労使の御意見ということで承ります。

公益の御意見はよろしいでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

ありがとうございました。

では、各側とも福井県百貨店、総合スーパー最低賃金については、改正決定の必要性がないとの意見でございました。

つきましては、当審議会としての意見をまとめるべく、採決に移りたいと思います。

~~~~ ( 非公開審議の始まり ) ~~~~

○井花会長

当審議会としては、「令和 7 年 8 月 5 日付けをもって福井労働局長から諮問があった福井県百貨店、総合スーパーに係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、福井県百貨店、総合スーパー最低賃金について改正決定する必要があるとの結論に達した」と答申することを提案いたします。

この提案に賛成の方は、挙手をお願いします。

．．． 採決．．．

○井花会長

ありがとうございました。

全員賛成とのことですので、提案しました内容で、福井労働局長に答申することといたします。

答申文（案）を準備しますので、しばらくお待ちください。

~~~~（非公開審議の終わり）~~~~

○井花会長

それでは、再開いたします。

採決の結果は、全員賛成により、「福井県百貨店，総合スーパー最低賃金について改正決定する必要がある」との結論に達した」との議決に至りました。

事務局から、答申文案の読み上げをお願いします。

○木村賃金室長

それでは、読み上げます。

令和7年8月28日

福井労働局長 石川 良国 殿

福井地方最低賃金審議会 会長 井花 正伸

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった福井県百貨店，総合スーパーに係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金についての改正決定の必要性がないとの結論に達したので答申する。

以上です。

○井花会長

ありがとうございました。

事務局から読み上げのありました、この答申文（案）のとおり答申することで、皆様よろしいでしょうか。

（異議のないことを確認）

○井花会長

それでは、この答申文により、局長に答申することといたします。

(井花会長から石川労働局長に答申文を手交)

○井花会長

議題(3)「その他」ですが、特にこちらで用意している議案はございません。皆様から何かあれば伺いしますが、いかがでしょうか。

○杉田委員

私ども、産業別労働組合の動きを事前に御案内をさせていただきたいと思います。

ＵＡゼンセンに係る繊維と百貨店、総合スーパー、今回、百貨店、総合スーパーは埋没してしまいましたが、現在、来年度に向けて、全国的な取組として申請ができないか、議論・検討を進めているところです。来年度から、申請するかどうかは別ですが、いきなりのことで聞いていないと、混乱することはいけないので、オフレコかどうかは別に、アナウンスをさせていただきたいと思います。

繊維と百貨店、総合スーパーについて、百貨店、総合スーパーが中心になろうかと思いますが、私どもの産業別労働組合で議論していることに触れさせていただきたいと思います。

○井花会長

ありがとうございます。

ほかに何かございませんか

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

よろしいですか。

特にないようでしたら、事務局からお願いします。

○木村賃金室長

本日の第524回資料-15頁に福井県経営者協会様の2025年度賃金改定調査の最終報告を入れさせていただきました。第524回資料-16頁を御覧いただきますと、業種区分別の改定状況の資料が入っておりますので、これからの特定最低賃金改正決定の必要性の御審議に御参考にしていただきたく、添付させていただきました。

第524回資料-17頁以降も福井県鉱工業指数の最新のものを入れさせていただきました。こちらにも必要性審議の中で御参照願います。

次に、本年度の必要性の審議につきましては、検討小委員会を開催する方向で進めておりまして、調整状況を御説明いたします。

9月9日（火）第1回検討小委員会

午前10時00分～電気機械器具製造業 労働者側聴取

午前10時30分頃～電気機械器具製造業

使用者側書面回答2社、うち1社参考人出席

午前11時00分頃～繊維機械、金属加工用機械製造業

使用者側書面回答1社、当該1社参考人出席

午前11時30分頃～繊維機械、金属加工用機械製造業

労働者参考人1団体

9月16日（火）第2回検討小委員会

午前10時00分～紡績業，化学繊維、織物、染色整理業 労働者側聴取

午前10時30分～紡績業，化学繊維、織物、染色整理業

使用者側書面回答2社、参考人出席なしの見込み

午前11時00分～意見交換

9月19日（金）第525回本審

午前10時00分～ 必要性審議結審、答申
以上です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明に、御意見、御質問はありませんでしょうか。

○杉田委員

繊維については、2社に当たっていただいたが、回答はまだということで、趣旨からすればなるべく参考人招致の対応を頂けるよう、事務局にお願いしたいと思いますし、対象外の労働協約がない企業を含め、範囲を広げていただきたいと思いますので、御検討願います。

○井花会長

使用者側で何か御意見はありませんでしょうか？

事務局から何かありますか。

○木村賃金室長

参考人の調整につきましては、各側と事務局との間で調整を行っておりますので、今の御意見を踏まえ、改めて調整をしながら進めてまいります。

○井花会長

ありがとうございました。

ほかに御意見はありませんでしょうか。

(質疑、意見のないことを確認)

○井花会長

では本日の議事は全て終了しましたので、これにて閉会とします。

お疲れ様でした。

(閉 会)